

高圧ガス販売事業承継届

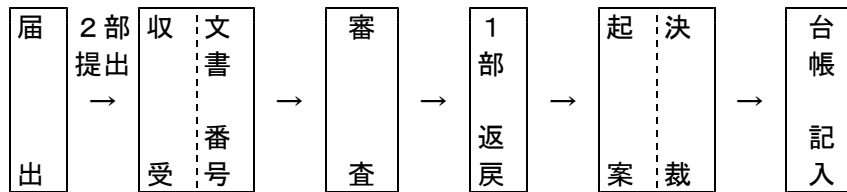
根拠法令

一般則第37条の2
法第20条の4の2 冷凍則第25条の2
液石則第38条の2

適用

販売業者について譲り渡し、相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合。

手順



必要書類

- 1 高圧ガス販売事業承継届書
（一般則様式第21の2、液石則様式第21の2、冷凍則様式第13の2）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 相続の場合
 - ①戸籍謄本（被承継者に関する）
 - ②相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書。）
- 4 合併、分割の場合
 - ①合併、分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
- 5 譲渡の場合
 - ①譲り渡しの事実を証する書面（譲渡契約書の写し等）

審査

- ・ 必要書類が揃っているか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

従来の台帳に記載するか、新しい台帳を作成する。